

松江市開発行為に関する公園管理者協議の技術的基準

(趣旨)

第1条 この基準は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）、都市計画法施行細則（平成17年松江市規則第238号）、松江市開発行為等の許可の基準に関する条例（平成17年松江市条例第334号。以下「条例」という。）、松江市開発行為に関する指導要綱（平成17年松江市告示第150号）に定めるもののほか、公園に関して法第32条に規定する管理者との協議及び同意について、必要な技術的基準を定めるものとする。

(公園の区域)

第2条 公園は、散策休息及びレクリエーションの場であると同時に災害時の避難地であることに鑑み、可能な限り空間地が確保され、公園機能を十分発揮できる範囲をその区域とし、がけ面及び高盛土面は当該区域に含まないものとする。

(公園の面積)

第3条 法第33条第2項に規定する技術的細目のうち、政令第25条第6号で定める公園の面積に関して政令第29条の2第1項第5号ロの規定により定める最低限度の面積は、防災避難活動上の見地から150㎡以上とする。

2 政令第25条第6号後段ただし書きのうち、開発区域周辺の相当規模の公園等とは市が管理する児童及び近隣住民の利用に供するものとし、周辺とは一団の区域と認められるものとする。

(公園の出入口)

第4条 公園の出入口は、良好な維持管理を図るため、当該公園の面積が1,000㎡未満であっても、道路、広場等に面して2箇所以上設け、可動式の車止めを設置するものとする。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は、1箇所とすることができる。

(公園の柵及び塀の設置)

第5条 公園の柵及び塀は、公園が自動車交通量の著しい道路等に接する場合以外であっても、利用者の安全確保及び良好な維持管理を図るため、公園の外周に設置するものとする。

(公園に設ける施設)

第6条 公園には原則として園路及び広場並びに遊戯施設を設置するほか、休養施設としてベンチを、管理施設として柵、車止め及び標識を設置するものとする。

2 公園の面積が1箇所500㎡以上である場合は、前項の施設に加えて、修景施設として植栽を、便益施設として水飲み手洗い場を設置するものとする。

3 前2項の施設のほか、公園には都市公園法第2条第2項及び都市公園法施行令第5条に掲げる公園施

設を設置することができる。

(公園の形状及び勾配)

第7条 公園本来の目的を達成するため、公園の形状は、広場等の施設が有効に配置でき、かつ、有効に利用できるものとし、公園の区画が傾斜面となる場合は、平均勾配を15度程度までとする。

(公園の排水施設)

第8条 公園の排水施設は、省令第22条及び省令26条に規定されるもののほか、雨水、地下水、撒水等を有効に排水できるものとし、公園区域内の排水処理が必要となる場所に、公園の利用の支障とならないように設置するものとする。

(公園の擁壁)

第9条 公園に設置できる擁壁は、広場等の平坦地と一体構造であると認められるもののみとし、省令第27条で定める技術的細目と同等の構造を有するものとする。

(公園の管理)

第10条 公園の管理は、維持管理については、都市計画上、災害の防止上、環境の整備上の観点から市が、日常的管理については、市及び開発区域内に居住する住民が協力して行うものとする。

(土地の帰属)

第11条 開発事業者は、市への土地の帰属に際して、公共施設の瑕疵に関する協定書を市長と締結するものとする。

2 公園の用に供する土地の境界を明確にするため、公園の外周に境界杭又は境界鋸を設置するものとし、土地登記簿地目は「公園」とする。

(公園設置緩和対象の開発区域の土地の帰属)

第12条 条例第9条の規定により公園の設置が義務付けられていない開発区域に開発事業者が公園を設置する場合は、当該土地は開発事業者において自主管理するものとし、市は当該土地の帰属を受けない。この場合においても、開発事業者は前条第2項の規定による境界杭又は境界鋸を設置するものとする。

(雑則)

第13条 この技術的基準に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年3月31日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。